

I はじめに

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とされています。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものです。これに基づき学校では、これまでも生徒の政治的教養を育む教育が行われてきました。

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、学校においては政治的教養を育む教育を一層推進することが求められています。その際、議会制民主主義などの政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象を取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められています。

学校教育における主権者教育については、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し、責任感をもって政治に参画しようとする国民の育成や、18歳への選挙権年齢の引下げによる、小・中学校からの体系的な指導の充実等の観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、社会科や公民科等を中心に指導が行われているところです。

特に高校等においては、満18歳を迎えた生徒が公職選挙法等に則り有権者として適切に行動できるよう、各高校等に毎年度配布している、総務省・文部科学省作成の副教材「私たちが拓く日本の未来」（以下、副教材と呼ぶ）及び教師用指導資料（以下、指導資料と呼ぶ）を参考としながら、計画的な指導が行われております。

県教育委員会として、選挙権年齢の引下げを踏まえ、高校教育段階で、社会参画への意識を育み、生徒が健全な主権者として成長できるよう、教育環境を整えることは大変重要であると考えております。県教育委員会では、平成28年3月に「シチズンシップ教育に係る実践事例集」を作成し、毎年度、教員対象のシチズンシップ教育研修会を開催するなど、主権者教育の推進に取り組んできました。

県立高校では、選挙管理委員会と連携し、出前講座や模擬投票実施のほか、実際の投票で投票立会人を務めるなど、授業での政治に関する知識の習得にとどまらず、政治や選挙に対する関心を高め、良識ある主権者として、社会参画に必要な力の育成に取り組んでいるところです。

現在、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が進められており、主権者教育の重要性についても指摘されているところです。また、昨今、選挙の際などのSNS上の偽・誤情報対策の必要性が叫ばれており、主権者教育に関連して、高校における情報リテラシー育成の取組がより一層必要であると考えています。

県教育委員会では、我が県独自の主権者教育に係る指導ガイドラインを活用し、情報リテラシー育成の事例に基づいた研究協議等の、実践的な内容を取り入れた教員研修を行うなど、現場の教員が安心して指導できるよう支援しながら、主権者教育の一層の充実に努めたいと考え、本ガイドラインを作成するものです。

各学校においては、本ガイドラインを活用し、生徒が社会参画への意識を育み、情報リテラシーを向上させ、健全な主権者として成長できるよう、主権者教育を推進願います。

宮城県教育委員会

Ⅱ 高校における主権者教育の推進

【ポイント】

- 選挙権年齢が満 18 歳以上に引下げ
- 良識ある主権者として、主体的に政治に参加することについての自覚を深める
- 主権者教育は、公民科の学習において重要な位置を占める
- 副教材及び指導資料は、公民科を担当する教員だけでなく、全ての教員の指導で活用する
- 「公共」、「政治・経済」の年間指導計画を作成する際、副教材の活用場面を想定する
- 「総合的な探究の時間」や「特別活動」等でも学校として副教材を活用する
- 小学校・中学校の社会科、高校の地理歴史科、公民科等をはじめ、家庭科や特別活動等における指導内容の充実が求められる
- 高校においては、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携する
- 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働することが効果的である
- メディア・リテラシーの涵養も含め、各教科を通じて主権者としての適切な判断に必要な資質能力を育む

1 現行学習指導要領における主権者教育

○高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編

第1章 総説

第2節 公民科改訂の趣旨及び要点

1（2）公民科の改訂の基本的な考え方

（ウ）主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成、現代社会に生きる人間としての在り方生き方の自覚の涵養

（前略）さらに、中央教育審議会答申において、主体的に社会に参画しようとする態度についての課題が指摘される中、公職選挙法の改正に伴い選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引下げられたことなども踏まえ、選挙権をはじめとする政治に参加する権利を行使する良識ある主権者として、主体的に政治に参加することについての自覚を深めることなど、これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくことが強く求められている。公民科においては、従前の学習指導要領から一貫して重視されてきた、課題の発見、解決のための「思考力、判断力、表現力等」とも相まって、身近な地域社会から地球規模に至るまでの課題の解決の手掛かりを得ることが期待されている。そのような理念に立つ持続可能な開発のための教育（ESD）や主権者教育などについては、引き続き公民科の学習において重要な位置を占めており、現実の社会的事象等を扱うことのできる公民科ならではの「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が必要であり、子供たちに平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚を涵養することが求められる。

○高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編

第2章 公民科の各科目

第1節 公共

1（1）科目の性格

（前略）このことは、本来、公民科が大切にしてきたことであるものの、今回の改訂においては、我が国が厳しい挑戦の時代を迎える中で、これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を効果的に育むための中核を担う科目を、公民科において新設することとした。すでに、我が国においては選挙権年齢が引き下げられ、更に令和4年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会に参画する環境が整いつつある。

このような中で新設された「公共」は、人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際関係などに関わる諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成することを目標としている。

また、「公共」の履修については、必修修とし、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちとした。高等学校において、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められることや選挙権年齢及び成年年齢の引下げなどを踏まえたものである。

以上のように、現行学習指導要領の記載から、主権者教育において公民科の果たす役割が大きいことが分かる。ただし、指導資料には、公民科の教員だけでなく、学校の全ての教員が主権者教育を推進すべきことが、以下のように記載されていることに留意願う。

2 「私たちが拓く日本の未来」指導資料より

○「私たちが拓く日本の未来」指導資料

3 副教材を位置付けた年間指導計画作成における配慮事項

学習指導要領においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図ることとされている。また、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこととされている。

このことを踏まえ、副教材及び本資料は、公民科を担当する教員だけでなく、全ての教員の指導で活用されることが期待されている。また、学校現場、選挙管理委員会、地域の選挙啓発団体等が一体となって、副教材を活用した出前授業等を実施することなども考えられる。

したがって、

- ① 公民科の科目「公共」、「政治・経済」の年間指導計画作成の際、副教材の活用場面を想定しておくこと
- ② 総合的な探究の時間や特別活動等で学校として副教材を活用する際、公民科の指導との関連を踏まえておくこと

- ③ 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際に留意すべき点を明確にしておくこと

が必要になると考えられる。

以上の指導資料に記載された①～③についての補足説明は以下のとおり。

① 公民科の科目「公共」、「政治・経済」の年間指導計画を作成する際、副教材の活用場面を想定しておくこと

- ・ 教科書等を活用して行われる通常の指導に加えて、副教材の具体的な活用場面を想定しておく必要がある。
- ・ 選挙権年齢が満18歳に引き下げられたことの意義や影響については、公民科を担当する教員による指導だけでなく、学校の全ての教員が、それぞれの立場で生徒に考えさせたい事柄である。その意味からも、公民科ではどの学年（年次）、いつの時期に副教材を活用する場面があるのかについて、関係者全員が一覧できる年間指導計画を作成する必要がある。

② 総合的な探究の時間や特別活動等で学校として副教材を活用する際、公民科の指導との関連を踏まえておくこと

- ・ 副教材は、公民科の指導での活用だけでなく、総合的な探究の時間や特別活動等でも活用することが期待される。
- ・ 総合的な探究の時間や特別活動等の年間指導計画に、副教材の活用場面、活用時期等を適切に位置付けた上で、学校又は学年全体として発展的、系統的な指導ができるようにすることが大切である。その際、総合的な探究の時間や特別活動等にはそれぞれ固有の目標があることに留意して、それらの目標を実現するために適した学習活動となるよう、単元の指導計画を立てることも必要である。
- ・ 総合的な探究の時間や特別活動等で副教材を活用するに当たっては、すでに公民科の各科目で、憲法や選挙、政治参加に関する教育を実施しているのか、それともまだ実施していないのか把握しておくことが欠かせない。

③ 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際に留意すべき点を明確にしておくこと

- ・ 副教材の実践編に掲載された模擬選挙や模擬請願、模擬議会などの事例に関する指導を実施するには、選挙管理委員会など学校外部の関係機関、関係者と連携、協働することが効果的である。
- ・ 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して実践的な学習活動を実施するためには、事前に年間指導計画を作成した上で学校外部の方々と打合せを行うことが望まれる。

さらに、令和3年3月31日に取りまとめられた、文部科学省の主権者教育推進会議「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」でも、教科等横断的な視点で、教科等間相互の連携を図るよう、次ページのように記載があるので、確認願う。

3 「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」より

○「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」

はじめに

- ・ 平成29年及び30年に公示された学習指導要領（「新学習指導要領」という。（以下同じ））は、上記の Learning Framework2030 と同様に 2030 年頃の社会を見据えているが、今後の社会変化の一つとして A I の飛躍的な進化を挙げ、学校教育において人工知能では為し得ない「人間ならではの強み」を発揮できるようにしていくことを求めている。すなわち、人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である一方で、人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来をつくっていくか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくかという目的を自ら考えだしたり、答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解や最適解を見いだしたりすることができるという強みを持っている。新学習指導要領では、そうした強みを教育課程全体で発揮できるようにしていくことを求めている。
- ・ 同様に、主権者教育で扱う社会的な課題や政治的な課題に唯一絶対の正解があるわけではない。したがって、主権者教育を推進する上では、正解が一つに定まらない論争的な課題に対して、児童生徒が自分の意見を持ちつつ、異なる意見や対立する意見を整理して議論を交わしたり、他者の意見と折り合いを付けたりする中で、納得解を見いだしながら合意形成を図っていく過程が重要となる。このように主権者教育の目指すところは、新学習指導要領が見据えた 2030 年の未来社会を生きる子供たちに必要な資質・能力の育成とも重なるといえよう。

I 主権者教育推進の背景と経緯

2 新学習指導要領における主権者教育の充実

（1）中央教育審議会における審議

- ・ 具体的には、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成することが重要とされている。また、これらの力を教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要であるとして、小学校・中学校の社会科、高等学校の地理歴史科、公民科等はじめ、家庭科や特別活動等における指導内容の充実が求められた。
- ・ 特に、高等学校においては、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携して、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む公民科の共通必修科目として「公共」を設置することなどについて提言された。

公民科以外に主権者教育を実施する場面としては、総合的な探究の時間、特別活動、地理歴史科、家庭科、情報科などが考えられる。

令和8年4月24日
社会・地理歴史・公民
ワーキンググループ
資料 1

社会、地理歴史、公民における 資質・能力の育成等について

議題1 社会参画意識の育成について

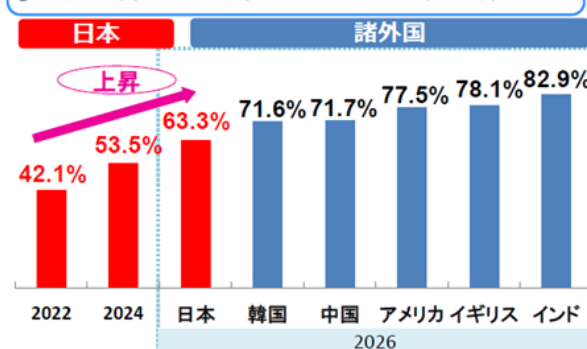
議題2 評価の在り方等について

若者の社会参画意識について

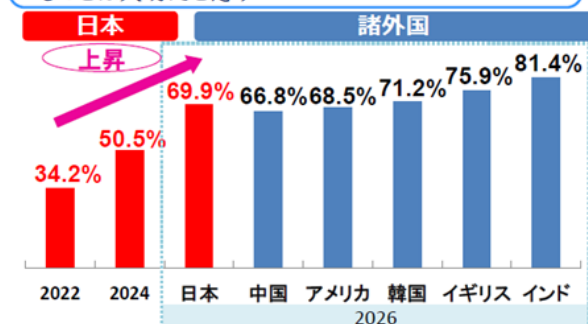
参考資料 1

◆ 18歳の当事者意識は上昇傾向だが、諸外国と比較すると低い水準である

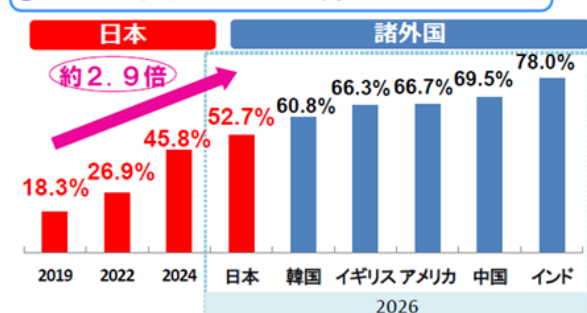
①政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている



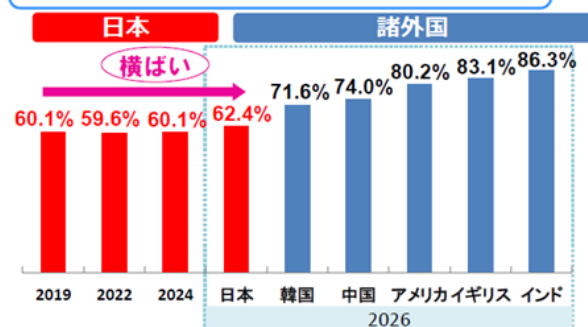
②政治や選挙、社会問題について家族や友人と議論することは大切だと思う



③わたしの行動で国や社会を変えられると思う



④将来の夢を持っている



※19年の質問項目は、「自分で国や社会を変えられると思う」、22年、24年の質問項目は「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」であったことに留意

(出典) 日本財団 18歳意識調査より

次期学習指導要領改訂に向けた「教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ 第7回」において、2026年に民間団体が実施した18歳の意識調査において、当事者意識は上昇傾向にあるもの、諸外国と比較すると低い水準であることや、以下のとおり、直近の衆議院議員総選挙における全体の投票率（56.26％）に比べて、10代の投票率（43.45％）は低い状況が見られるなど当事者意識に課題が見られるとされている。

直近の国政選挙における10代の投票率（速報値）について

参考資料2

◆ 10代の投票率は、約4割程度と全体の投票率と比べて低い

○第27回参議院議員通常選挙 年齢別投票者数調（18歳・19歳）（抜粋）

R7.9.19

年齢	投票率（％）			【参考】全体投票率（％）		
	男	女	計	男	女	計
18	46.97	51.98	49.38	59.27	57.80	58.51
19	40.15	41.96	41.04			
計	43.66	47.01	45.29			

○第51回衆議院議員総選挙 年齢別投票者数調（18歳・19歳）（抜粋）

R8.3.12

年齢	投票率（％）			【参考】全体投票率（％）		
	男	女	計	男	女	計
18	50.04	52.93	51.47	57.13	55.44	56.26
19	33.85	36.59	35.20			
計	42.04	44.90	43.45			

【出展】総務省HP選挙結果資料より引用 10

次期学習指導要領改訂に向けた「教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ 第7回」において、主権者教育の充実についての改善の方向性が議論され、次ページの資料のとおり、主権者教育は学校教育全体に関わるものであることを踏まえ、これらの取組を総合的な学習・探究の時間や特別活動と連携して実施するとともに、いわゆるメディア・リテラシーの涵養も含め、各教科を通じて主権者としての適切な判断に必要な資質能力を育むことも重要であることに留意が必要であることが明記されている。

また、次ページの「令和7年度主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査の結果」を見ると、公民科、特別活動、総合的な探究の時間で主権者教育を実施していることが分かる。公民科以外の教員も関わって、学校全体で主権者教育を推進することが求められる。

（論点1）主権者教育の充実について②

2. 改善の方向性

小・中・高等学校の今次学習指導要領において、主権者教育の内容は充実しているものの、調査結果等から引き続き、**児童生徒の社会参画意識が必ずしも高い状況ではない**ことが読み取れる。

こうした状況を踏まえ、主権者教育を更に充実する観点から、学校での活動が形式化せず、**より実践的な活動等を行う方向で見直しを行うこと**としてはどうか。

その際、**特別活動WGにおいて議論されている事項とも関連付けながら検討すること**としてはどうか。

（1）基本的考え方

○ 主権者教育は、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を発達段階に応じて、身に付けさせるものとされている。

※平成28年6月「最終まとめ～主権者として求められる力を育むために～」(「主権者教育の推進に関する検討チーム」)

○ 主権者教育は、**国民主権を担う公民として**、国民が自らの意思で政治に参加し、**国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育む**ことを目指していることを改めて理解することが重要である。

○ 社会参画意識を一層向上させるため、**子供自身が有権者であることを意識し、自らの判断で権利を行使することができるよう、外部機関等も活用した実践的な活動をより充実する**方向で見直す。

○ その際、**主権者教育は学校教育全体に関わるものであること**を踏まえ、これらの取組を**総合的な学習・探究の時間や特別活動と連携**して実施するとともに、いわゆるメディアリテラシーの涵養も含め、各教科を通じて主権者としての適切な判断に必要な資質能力を育むことも重要であることに留意が必要。

○ 特に、令和5年度から施行されている**こども基本法において子供の権利の保障、意見表明及び社会参画の機会の確保等**が示されていることを踏まえ、特別活動とも連携しながら、子供たちが主体となって実感を持って活動する機会の充実を図る。(7から8ページまでの特別活動WGの議論を参照)

（2）具体的な方向性

○ 主権者教育に関する取組の充実に向けて、**①主権者教育の取組を深めていく方向性**と、**②主権者教育の取組を広げていく方向性**の2つが考えられる。

○ 具体的には、①として、

・主権者として、**合意形成や社会参画を視野に入れながら、社会との関わりを意識する課題を設定し、社会の現状を把握して、社会生活に生かそうとしたり、学習の成果をまとめたり振り返ったりする活動**（下記に掲げる実践的な活動を実施する際にこれらの活動の視点を重視）

・**子供たちが主体となって実感を持つことができる実践的な活動**（模擬選挙、模擬投票、模擬議会、模擬請願など）

※ 形式的な活動にとまらず、多様な意見を交わしあつた上で、合意形成を図るなど、社会科学習としての意義を踏まえた活動とすることが重要。

※ 以上のような取組が充実されるよう、学習指導要領解説も含めて見直すことを検討。

【補足イメージ1：5ページ】

②として、

・**選挙管理委員会や議会事務局、NPO法人等の外部機関等との円滑な連携・協働**

・**他教科**（特別活動、総合的な学習・探究の時間等）との**連携強化**

※ 社会科としては、広範かつ客観的な視点から社会的事象を捉え、活動を行うことが重要。

※ その際、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをないよう留意することなどを示している。

※ 上記の活動を行うに際して、情報収集等を行うにあたり、前回WGにおいて議論した「社会的事象等について調べまとめる技能」を活用することを想定（15ページ参照）

（3）その他

○ 文部科学省において、各学校で**実施する実践的な活動の取組**がより円滑に実施されるよう、**総務省や議会事務局、首長部局等と連携**するなど必要な対応を行う。

○ 児童生徒の発達段階や教科等横断の視点から、主権者教育の全体像を体系的に示すことを検討。

4

令和7年度主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査の結果（概要）

参考資料3

（1）主権者教育の実施状況（学年別）

第1学年**74.0%**、第2学年**77.6%**、第3学年**80.3%**、第4学年**46.8%**が何らかの教科・科目で実施していると回答

（2）主権者教育の実施した主な教科・科目（学年別）※複数回答可

いずれの学年でも**公民科、特別活動、総合的な探究の時間**の順で多かった。

主権者教育を実施した主な教科・科目（学年別）

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
1 公民科（特別支援学校（知的障害）高等部では社会科）	46.9 %	47.7 %	45.9 %	28.7 %
2 特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等）	33.5 %	34.7 %	37.8 %	22.5 %
3 総合的な探究の時間	12.4 %	14.7 %	12.8 %	7.2 %

※母数は「対象学年が在籍していない」を除く回答数

※「実施していない」と回答した学校は、第1学年26%、第2学年22.4%、第3学年19.7%、第4学年53.2%

■調査目的

令和7年度における主権者教育に関する取組の実施状況の把握

■調査対象

国公立高等学校等（全日制・定時制・通信制、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部）2,234校を対象（有効回答数1,823校 回収率81.6%）

■調査時期

2026年2月4日～2月27日

（3）学習活動の内容（学年別）※複数回答可

いずれの学年においても、**公職選挙法や選挙の具体的な仕組みに対する理解を深める活動**が最も多く実施。

第1～3学年では、これに次いで、**模擬選挙・模擬請願や模擬議会などの実践的な学習活動**が多い。

第4学年では、これに次いで、**現実の政治的事象について考察を深めるための話し合いや意見交換、議論**が多く実施。

学習活動の内容（学年別）

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
1 公職選挙法や選挙の具体的な仕組みの理解を深める学習活動	50.0 %	53.5 %	55.8 %	33.6 %
2 模擬選挙、模擬請願、模擬議会などの実践的な学習活動	28.1 %	32.1 %	31.4 %	13.7 %
3 現実の政治的事象について考察を深めるための話し合いや意見交換、議論	19.2 %	24.6 %	27.6 %	15.9 %
4 SNS等のインターネットやメディアを通じた政治や選挙に関する情報収集やその留意点に関する学習活動	17.1 %	17.8 %	19.9 %	13.2 %
5 地域の課題解決を目標として主体的に活動する学習活動	13.2 %	14.5 %	12.7 %	7.9 %

※母数は「対象学年が在籍していない」を除く回答数

13

以下の「令和7年度主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査の結果」より、高等学校における外部機関との連携状況を見ると、第1から第3学年において、選挙管理委員会との連携は約20%、地方公共団体との連携は約7%、関係団体・NPO等との連携は約3～5%など必ずしも高くない状況が見受けられ、生徒が主体となって実感を持つことができる実践的な活動を行う上で、より一層の連携・協働が求められる。

令和7年度主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査の結果（概要）

参考資料3

(4) 外部団体・人材との連携（学年別） ※複数回答可

いずれの学年においても、連携していないと回答した学校が3～4割。

連携している場合、連携先として最も多くあげられたのは、いずれの学年においても**選挙管理委員会**であり、これに**地方公共団体**、**主権者教育に関する関連団体・NPO**が続いた。その他の連携先（記述）として、**地元企業や弁護士会、税務署、他校の生徒会**などがあげられた。

外部団体・人材との連携（学年別）

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
1 選挙管理委員会	18.7 %	23.0 %	21.4 %	10.2 %
2 地方公共団体	6.2 %	7.4 %	7.0 %	2.6 %
3 主権者教育に関する関連団体・NPO	3.0 %	3.6 %	4.5 %	1.9 %
4 大学	2.2 %	2.7 %	2.5 %	1.5 %
5 議会事務局	1.4 %	2.2 %	1.8 %	0.6 %
6 連携していない	42.9 %	38.7 %	42.0 %	33.9 %

※母数は「対象学年が在籍していない」を除く回答数

(5) 現実の選挙を題材にした指導（設置者別） ※複数回答可

いずれかの学年において**現実の選挙（令和7年7月の参議院議員通常選挙、令和8年2月の衆議院議員総選挙、地方選挙）**を題材に指導を実施した／する予定と回答した学校は**52.8%**。

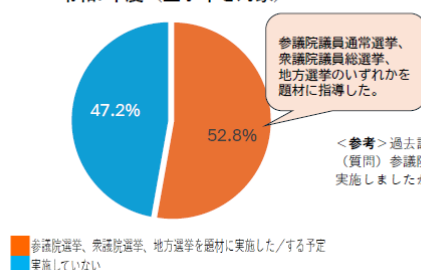
過去調査（令和4年度、令和元年度）では、第3学年の生徒を対象に参議院議員通常選挙を題材にした指導を実施したかを問うており、令和4年度は44.9%、令和元年度は41.9%の学校が実施したと回答。

現実の選挙を題材にした指導（設置者別）

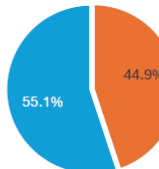
	公立	国立	私立等	合計
0 実施していない	44.1 %	54.4 %	54.7 %	47.2 %
1 参議院議員通常選挙を題材として実施した	40.0 %	31.6 %	30.3 %	37.2 %
2 衆議院議員総選挙を題材として実施した／実施する予定	35.3 %	31.6 %	33.3 %	34.7 %
3 地方選挙（首長・地方議員）を題材として実施した／実施する予定	11.2 %	12.3 %	6.74 %	10.1 %

※母数は回答した学校数

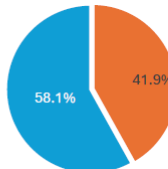
令和7年度（全学年を対象）



令和4年度（第3学年を対象）



令和元年度（第3学年を対象）



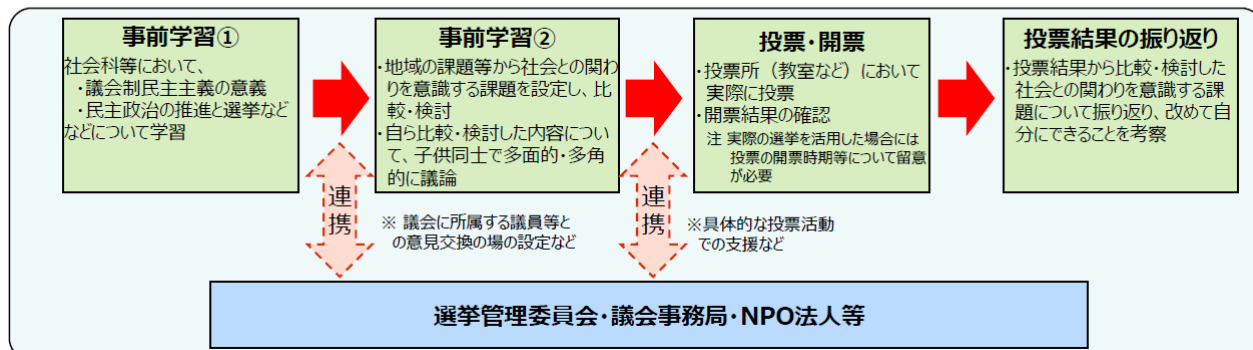
14

子供たちが主体となって実感を持つことができる実践的な活動のイメージ（案）

補足イメージ1

社会参画意識を一層向上させるため、子供自身が有権者であることを意識し、自らの判断で権利を行使することができるように、外部機関等も活用した実践的な活動をより充実することとしてはどうか

● 模擬投票における連携の例



次期学習指導要領改訂に向けた「教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ 第8回」において、次ページの資料のとおり、「社会参画意識に関する課題」についての改善の方向性が示され、「主権者教育のさらなる充実」及び「情報モラルやメディア・リテラシーの重要性」が明記されている。

社会、地理歴史、公民WGの 取りまとめについて

議題3

取りまとめに向けた検討について

社会・地理歴史・公民 WG

1. 現行の成果・課題を踏まえた改善の方向性②

イ. 課題を追及・解決する活動における課題

- 今次の学習指導要領改訂においては、社会との関わりを意識して課題を追及したり解決したりする活動の充実が図られ、課題把握（動機づけ、方向づけ）、課題追究（情報収集、考察・構想）、課題解決（まとめ）、新たな課題発見（振り返り）といった学習過程を、単元など内容や時間のまとまりの中で児童生徒が行うこととされ「資料などから疑問を見つけたり問いを作ったりしている生徒」は60%前後（暫定値）にとどまっている。（中学校学習指導要領実施状況調査（R5年度））
- また、多様な立場の人々による様々な情報や資料等が溢れる現代社会において、その情報や資料等の真偽や意図、背景等を把握することは一層重要となっている。

ウ. 社会情勢の変化に伴う課題

- グローバルな協調や競争に関する課題、内なる国際化、地球環境の変化やそれに伴う自然災害の頻発化・激甚化、生成AIなどデジタル技術の飛躍的な発展。人口減少・高齢化の加速がもたらす持続可能性の危機など、社会情勢の変化の観点から内容の見直しの必要性が高まっている。
- また、現行学習指導要領改訂後に制定・改正された人権に関する教育と関連のある法令等（こども基本法、障害者差別解消法、LGBT理解推進法、偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画など）を踏まえた検討も必要となっている。
- 一方、上記に関する内容の充実を図る際、調整授業時数制度も見据え、全体として学習内容を増加させず、一定の精選を図る必要がある。

エ. 社会参画意識に関する課題

- 今次改訂において、小・中・高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点から主権者教育に関する内容が充実されたが、各学校種・各分野、科目の学習が、一部の教科等で社会の一員としてのよりよい社会づくりの意識に課題があり、社会との関わりを実感できる学習活動が不十分ではないかといった指摘がある。（学習指導要領実施状況調査（R4～6年度））
- 18歳の意識調査において、当事者意識は上昇傾向にあるものの、諸外国と比較すると低い水準にある。（18歳の意識調査（日本財団、2026年4月6日））また、直近の衆議院議員総選挙における全体の投票率（56.26%）に比べて、10代の投票率（43.45%）は低い状況が見られる。（総務省）
- また、昨年の参議院選挙等を対象にしたSNS情報の投票行動等への影響に関する調査において、若い世代ほどSNSの情報が投票先に影響を与えていること（都議会議員選挙・参議院選挙2025有権者アンケート（日本総合研究所未来価値研究所政治人材バンクプロジェクト、2025年8月19日））、18歳以上を対象にした、多くの人がオンラインコンテンツについての改ざんや誤情報になることに懸念をいっているなどの調査結果もある。（フェイク情報への懸念と生成AIの影響についてのグローバル調査（アドビ株式会社、2024年6月25日））
- 高等学校における外部機関との連携状況については、第1から第3学年において、選挙管理委員会との連携は約20%、地方公共団体との連携は約7%、関係団体・NPO等との連携は約3～5%など必ずしも高くない状況が見受けられる。（主権者教育実施状況調査（R7年度））
- 一人一人の自己決定権の尊重や社会参加の促進「こども基本法」や成年年齢の18歳引き下げを踏まえた主権者教育のさらなる充実が求められる。社会参加に関わっては、SNSの影響や生成AIの普及などが選択・判断に影響を与えることがあることも踏まえる必要がある。特に、SNSの活用により取り返しのつかない事態に発展するリスクがあることをあまり意識せずに安易に活用するケースもみられる。このようなことから、情報モラルやメディアリテラシーの重要性が一層求められていることを踏まえる必要がある。

5 外部機関と連携した県立高校の取組

次期学習指導要領の改訂に向けた議論で、主権者教育の充実のために外部機関とのより一層の連携・協働が求められる中、以下に示した本県の県立高校における取組を参考として、各校の実情に応じ、主権者教育をさらに推進願う。

なお、本ガイドライン P.4 にあるとおり、事前に年間指導計画を作成した上で学校外部の方々と打合せを行うことが望まれる。

【外部機関と連携した県立高校の取組】

①外部講師（選挙管理委員会）を活用した選挙の出前講座実施

- (R4) 14 校（県選挙管理委員会実施）→18.2%（14 校/77 校）
- (R5) 19 校（県＋市町村選挙管理委員会実施）→24.4%（19 校/78 校）
- (R6) 22 校（県＋市町村選挙管理委員会実施）→28.2%（22 校/78 校）
- (R7) 23 校（県＋市町村選挙管理委員会実施）→29.9%（23 校/77 校）
- (R8) 22 校（県＋市町村選挙管理委員会実施予定）→28.6%（22 校/77 校）

②宮城県議会との連携

- (R7) 泉館山高校：宮城県議会議員との意見交換会
- (R8) 多賀城高校、石巻高校、石巻好文館高校、石巻西高校、気仙沼高校：震災 15 年目の節目にあたり、「防災・減災」をテーマに「高校生議会」を開催予定

③過去 5 年間の特色ある取組

- ・柴田高校：柴田町議会議員との意見交換会、衆院選期日前投票で投票立会人を務める
- ・大河原産業高校川崎校：川崎町議会議員との意見交換会
- ・気仙沼高校、本吉響高校：知事選期日前投票で投票立会人を務める
- ・泉館山高校：青年会議所主催による大学生を交えた主権者教育に関するワークショップ
- ・泉松陵高校：日本青年会議所主催「第一回全国高校生政策甲子園」自由政策部門でアプリケーションを活用した育児支援策を提案し、最優秀賞受賞
- ・仙台第三高校：本県独自の「シチズンシップ教育推進事業」研究指定校（R4～R8）として、山形東高校と連携した模擬国連活動、小中学生への出前授業、地域住民との連携による政策提言を見据えた探究活動などを実施。
- ・古川黎明高校：吉野作造記念館の高校生デモクラシー塾における選挙啓発活動への参加、探究学習における市役所などへの政策提言
- ・宮城野高校：衆院選に合わせ、県選挙管理委員会から機材を借用して模擬投票実施、その模擬投票所運営をボランティア生徒が担当
- ・多賀城高校：多賀城市選管・NPO 法人ドットジェイピーと連携して模擬投票実施
- ・南三陸高校：模擬議会で、南三陸町長など町幹部に地域課題の解決策を提案
- ・塩釜高校：塩竈市議選で、投票率向上に向けた市の啓発活動に協力して、ポスター、パネル、動画を作製